

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和 2 年 8 月 1 2 日 (水) 午後 7 時 3 0 分から
午後 8 時 3 0 分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎 1 階会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 1 1 名
 - (2) 執行機関 5 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議題
 - (1) 令和元年度 国民健康保険特別会計決算状況の報告について
 - (2) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) の進捗状況について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について
 - (5) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 令和元年度 国民健康保険特別会計決算書
 - 資料 2 令和元年度 国民健康保険特別会計 (決算説明資料)
 - 資料 3 令和元年度 保険事業進捗状況
 - 資料 4 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - 資料 5 国民健康保険の被保険者の皆様へ
- 7 発言の内容 別紙のとおり

別紙

1. 開会
事務局 協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席により富士川町国民健康保険運営協議会を開催する。
2. 職員自己紹介
事務局 事務局員が自己紹介を行う。
3. 会長あいさつ
会長 あいさつがなされる。
4. 議事録署名委員の指名
事務局 協議会規則第11条により会長から2名指名する。
会長 一号委員より依田貞子委員、二号委員より久津間健治委員を指名する。
5. 議事
事務局 協議会規則第6条により会長が議長を務める。
議長 1) 令和元年度 国民健康保険特別会計決算状況の報告について事務局に説明を求める。
事務局 資料1「令和元年度 国民健康保険特別会計決算書」、資料2「令和元年度 国民健康保険特別会計(決算説明資料)」を使い説明を行う。
(主な説明)
歳入、1款保険税について、合計376,624,288円、前年度比12,090,891円の減となり、課税額全体の収納率85.41%、前年度比0.83ポイント増となっている。滞納額合計は64,311,605円、不能欠損額は52名分で10,206,606円である。

5 款県支出金について、合計 1,073,015,098 円、前年度比 92,866,773 円の減となっている。これは歳出 2 款保険給付費に充てられる財源となっている。

7 款繰入金について、これは一般会計より国民健康保険特別会計に繰り入れているもので、合計 131,771,267 円、前年度比 15,886,553 円の減となっている。主な内容は職員給与費等、保険税軽減分を補填するもので保険基盤安定となっている。

9 款その他の収入は、9,240,181 円、前年度比 3,233,300 円の増である。主な内容は、平成 30 年度の保険給付費等交付金の精算金と第三者行為納付金である。

歳入合計 1,757,854,989 円、前年度比 102,254,721 円の減となっている。

次に歳出、第 1 款総務費は合計 14,443,043 円、前年度比 253,239 円の増となっている。主な内容は、担当職員の人件費、電算処理委託費、郵便料などの事務費である。

2 款保険給付費は、一般被保険者分、退職被保険者分の合計が 1,049,660,750 円、前年度比 82,610,835 円の減である。その他、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費を足した保険給付費の合計は 1,056,472,901 円、前年度比 83,275,689 円の減となる。歳出総額の約 66%を占めている。

3 款国保納付金は、451,673,318 円、前年度比 12,804,094 円の減となっている。国保納付金は市町村の保険税や被保険者の年齢構成、事業費の数値を使って県が算出するもので、県は市町村から納付された国保納付金と国庫支出金等を合わせて市町村の保険給付費等交付金の財源としているものである。

5 款保健事業費は、主なものは特定健康診査等事業費で 10,197,550 円であり、合計は 25,190,811 円になる。前年度比 765,157 円の減である。

6 款財政調整基金積立金ですが、医療費が足りなくなった緊急時のために積み立てている。今回は 50,011,000 円を積み立てた。平成 29 年度に 30,000,000 円、平成 30 年度に 30,000,000 円を積み立てているので、積立金合計は 110,011,000 円となる。

8 款諸支出金の主な内容は平成 3 0 年度の精算による返還金である。

以上、歳出の合計が 1,601,025,533 円、前年度比 92,079,706 円の減である。

歳入、歳出の差し引き合計は 156,829,456 円となり、すでに令和 2 年度の会計に繰り越している。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 財政調整基金積立金について、今年度積立はないのか。前回、5 千万円くらいが積立の妥当な金額と聞いたが、この先増えていくのかお聞きする。

事務局 今年 2 月に開催した運営協議会の中で説明した今年度の当初予算では、3 千万円 (2,146 万円に訂正) の積立予定である。歳出 2 款保険給付費の 5% の 5 千万円くらいが妥当であろうと前回の協議会でお話しさせてもらった。保険給付費の 10%、約 1 億が安心できる金額であり、現在、1 億の積み立てがある。今年度の予算を作成するにあたり、3 千万円 (2,146 万円に訂正) くらいは積み立てられるだろうということで、今年度の予算となっている。

委員 現在 1 億 1 千万円の積み立てがあるが、妥当な金額が 1 億ということだが、さらに今年 3 千万円を積み立てるのか。

事務局 昨年度の協議会内で保険給付費の 5%、約 6 千万円が最低限必要だと県にも確認し説明した。今後、保険税の見直しや医療費水準の変化を考えたときに、庁内の政策会議でも令和元年度の歳出 1 6 億円の 10%、1 億 6 千万円を確保しておきたいとの意向があり、目標として余裕があると感じられるが、いざという時のことも考えて、目標として 1 億 6 千万円まで積み立てるように今年も 3 千万円 (2,146 万円に訂正) を計上した。今後も同じように積み立てできるか分からないが目標としている。

委員 基本的な方向として、町から緊急に借り入れたお金は返還の用途がたち、積み立てもできるようになった。富士川町の保険税は県内でも高い位置にある。少しでも税率を下げる方向にしていきたいと前に聞いているが、その方向性はどうか。

事務局 現在、税率を下げるように検討しているところである。そうなった場合、基金を取り崩していくような状況になっても、両方の兼ね合いを考えながら基金も積み立てながら3年後の税率改正も考え、減らしていけるよう検討している。

委員 町村国保から県単国保になったが、町村国保の時はこの場で税率を決定していたが、県に移行して県から必要な金額が示され、それに応じて税率が決定するのか。この場で税率を下げる事が決められるのか。いずれは県下で統一された金額にするために現在動いているのか。

事務局 将来的には県下で統一した金額になるように見据えていて、県が運営方針を定め2期目を作成中である。いつまでとかいつからというように年度が確定できないでいるので、現在は各市町村で税率を決めている。

委員 県から富士川町は、医療がこれだけ掛かっていて、これだけ納めてほしいというような指標があるのか。

事務局 県から保険税がいくらというものは来ていない。歳出3款国保納付金については、富士川町がいくらですと数字が来て、県に納めている。

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見、質問なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 2) 第2期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の進捗状況について、事務局に説明を求める。

事務局 資料2「令和元年度 保健事業進捗状況」を使い説明を行う。
(主な説明)

第2期国民健康保険データヘルス計画で提示している7つの事業について説明する。

1 特定健診について、令和元年度の目標値は受診率57%とした。受診率は令和元年度速報値で56.9%であり概ね目標値に到達している。がん検診と同時に実施し、全20日間のうち土日の実施日を5日設け、受診しやすいようにした。健診結果から、主に生活習慣病、腎疾患、糖尿病の傾向の被保険者を把握し、他の保健事業に繋げるようにしている。課題は休日に開催もしているが、40代、50代の働き盛り世代の受診率が低い傾向にある。

2 がん検診について、目標値は令和4年度までに胃がん10%、肝がん28%、肺がん36%、大腸がん25%、子宮頸がん18%、乳がん30%としている。受診率は平成30年度速報値で、胃がん7.3%、肝がん25.7%、肺がん32.8%、大腸がん21.9%、子宮頸がん21.6%、乳がん31.3%となっている。精密検査については令和4年度までに目標値を100%としている。現在分かっている平成29年度のがん精密検査受診率は、胃がん88.3%、肝がん93.8%、肺がん86.1%、大腸がん90.1%、子宮頸がん50%、乳がん93.5%である。課題として、子宮頸がんは他のがん検診と比べ精密検査受診率が低く、特に峡南地区全体的に低い傾向にあり、進行がんとして発見される割合が高い。

3 特定保健指導について、令和5年度までの目標として特定保健指導完了率60%としている。内訳は動機付け支援完了率70%、積極的支援完了率50%としている。平成30年度には特定保健指導完了率62.5%で目標値を上回っている。動機付け支援完了率71.7%、積極的支援完了率32.1%である。課題は動機付け支援、積極的支援共に、支援に乗らない方も多い。今後は初回面接の本人の意識付けを丁寧にしていく必要がある。

4 運動の健康教室については、各教室、定員の70%以上の参

加を目標としている。令和元年度はヨガ・ストレッチ教室を6回開催し、定員40名に対し参加者のべ166名、実人数38名であった。スポーツジム体験教室は3回開催し定員10名に対し参加者のべ16名、実人数9名であった。ヘルスアップ教室は6回開催し、定員25名に対し参加者のべ114名、実人数23名であった。課題は、途中で中断してしまう方がいるので、継続して参加してもらえるように工夫する必要がある。また男性の参加者が少ないので、男性でも参加しやすい教室づくりをする必要がある。

5 禁煙の健康教室について、教室の定員70%以上の参加を目標としている。小学校6年生に防煙教室、増穂商業高校3年生にはたばこ講演会を行った。防煙教室参加者は小学生116名、たばこ講演会に高校生92名の参加があった。課題は、成人する前からタバコの健康被害について学び、意識付けをすることができている。しかし、成人の喫煙率は横ばいとなっており今後も禁煙教室を行っていく必要がある。

6 栄養の健康教室について、こちらも各教室、定員の70%以上の参加を目標としている。生活習慣病予防の知識、方法を学べる講義と調理実習で構成された栄養教室で、令和元年度の実績は、食べて健康的に痩せるを1回開催し、定員15名に対し参加者10名であった。血管アンチエイジングを1回開催し、定員15名に対し参加者10名であった。課題は教室後の生活改善の状況が未把握であるので、把握方法を検討する必要がある。

7 ジェネリック医薬品利用促進事業について、ジェネリック医薬品の切り替え率を61%としている。本年度、ジェネリック医薬品の差額通知を対象者457件発送した。切り替え率は29.2%で削減された医療費総額805,343円であった。昨年10月には「富士川町健康まつり」において参加者に啓発物品を渡した。また、被保険者証発送の際、全加入世帯にジェネリック希望シールを同封し送付した。課題は、平成30年度から山梨県全体でジェネリック医薬品の使用促進の取り組みを行っているが、依然として全国的に山梨県はジェネリック医薬品の使用割合が低い傾向にある。本町では前年度と比較すると切り替え率が

6.9%の下落であった。ジェネリック医薬品に関心を持ってもらえるよう今後も啓発を続けていく必要がある。

(以上、説明とする。)

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 決算書を見ると医療給付費や療養費が減額となっている。これは単に病院に行かなくなったのか、それとも保険事業の成果なのか、どのように捉えているのか。

事務局 被保険者の人数が年々減少傾向にあり、それに伴い給付費が減少していることもある。1人当たりの医療費は増加傾向にあったが、令和元年度に関してはほぼ横ばいであった。ジェネリックの啓発がこの給付費の減少に繋がったかは分からない。被保険者の減少と1人当たりの医療費が横ばいだったことが給付費の減額になっている。

委員 横ばいということは、この保健事業の成果現れているととらえていいのではないか。保健事業は体が健康であれば医療費も掛からないので、こういった事業の結果が現れればいいことである。

事務局 令和元年度は横ばいだったため、この状態が令和2年度、3年度と続くように健康教室等を継続して開催し効果が現れればいいと思う。

委員 一つは体の健康維持のため、もう一つは自身の健康への意識を高めてもらう啓発が目的であると考える。

事務局 今後も事業の結果が数字で現れてくればいいと思う。これまでの事業を継続し、新たに取り入れるものは取り入れて進めていきたい。

委員 進捗状況の課題の中で、40代、50代の働き盛り世代の受診率が低いとあるが、私は分かるようで分からないが、何か事情が

あるのか。

事務局 40代、50代になると仕事が忙しくて、仕事を優先し健診は後回しになっていると推測する。

委員 「低い傾向にある」とはどのくらいであるか。受診率が56.9%で40代、50代が何%になるか分かるのか。

事務局 数値で示すこともできるが、今は資料を持ち合わせていないため答えられない。

議長 具体的な数字ではなく傾向が分かればいいが、話せるか。

事務局 40代、50代になると職場でも責任のある立場になり、土日なども仕事をされ検診と受診ができないのではないかと考えている。具体的な数字は手元に資料がないため今は答えられない。

委員 この40代、50代の方は、サラリーマンであれば会社から人間ドックに行きなさいとなり、自営業の方は町の検診等へ行くしかない。それで仕事が忙しくて受診できず、受診率が低いということが分かっているならば、この方々が受けられるような施策を考えてもらいたい。

事務局 自営業の方は、お休みをつくり受診されている。会社員の方は人間ドックを受けている。その人間ドックを受けているが、町で把握できていない方も中にはいる。国保加入者には新たにできた人間ドックの助成金制度を利用してもらい把握するように努めている。

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。委員さんの意見を取り入れながら今後も計画を進めてもらいたい。

議長 3) 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について事務局に説明を求める。

事務局 資料4「新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について」を使い説明を行った。

(主な説明)

傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者、又は感染が疑われる被保険者が対象になる。これまでは制度がなかったが感染拡大防止のために、感染した方や発熱の症状がある方が、仕事を休みやすくすることが重要ということで、国が特例的な措置としてこちらにかかった費用の財政支援を行うということで、本町においても4月に国民健康保険条例の一部を改正し対応している。町民の皆様へは6月の広報誌で周知をしている。対象者は、給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方となる。支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からなので4日目からが対象となる。支給額は直近3か月の給与の平均を出し、その3分の2の金額となる。適用期間は令和2年1月1日から9月30日までの間になる。現時点で国から期間の延長の話はないので9月30日までとしている。

現時点で富士川町において実績はない。

(以上、説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場

合の国民健康保険税の減免について事務局に説明を求める。

事務局

資料5「国民健康保険の被保険者の皆様へ」を使い説明を行った。

(主な説明)

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法第77条の規定に基づき、市町村の判断により国民健康保険税の減免を行うことができるとされている。これまでも東日本大震災時に原発事故の影響で避難された方に対し減免をしてきたが、今回の新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月に閣議決定された新型コロナウイルス緊急経済対策の中で、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対し、国民健康保険税の減免等を行うとされたことを踏まえ、国による財政支援の対象となることから、本町でも7月に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る富士川町国民健康保険税減免取扱要綱を制定した。

対象者は①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方は保険税を全額免除とする。②新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方は、保険税の一部を減額する。ここで言う主たる生計維持者とは世帯で1人、原則として世帯主としているが、国保の場合、世帯主が国保未加入の場合など必ずしも世帯主が生計維持者とはならないので、各世帯の事情に合わせて主たる生計維持者を設定している。

対象となる保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期に係る保険税となるので、令和元年度の特別徴収2月分、普通徴収第8、9期分から令和2年度の1年分が対象となる。昨年度分はすでに納めていただいているので減免となれば還付となる。

要件は、(1)主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額が前年の当該収入の10分の3以上の見込みであること。(2)主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。(3)主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の

合計が 400 万円以下であることとなっている。

減免割合は、事業の廃止や失業の場合は 10 分の 10、その他の場合は前年の合計所得金額に応じて 10 分の 2 から 10 分の 10 となっている。この減免割合を減免対象の保険税額の計算式に掛けた金額が減免額となる。

この資料 5 を両面印刷し、7 月の納税通知書の送付時に同封し、国保加入全世帯に周知を図った。

今日時点で、申請数は 20 件で内 19 件を減免した。減免額の合計は令和 2 年度分が 3,218,300 円、令和元年度分が 355,600 円となっている。不承認の 1 件については、要件 1 を満たしていないため不承認とした。

裏面の判定フローの下に記載がある③について、会社の都合により退職された方は、この減免対象とはならないものの、雇用保険受給資格者証の取得により、前年の所得を 100 分の 30 とし年税額を計算する非自発的失業者の軽減対象となる。こちらも例年年間 10 件程度の申請だが、本年度はコロナの影響だけではないものも含め、すでに 10 件の申請があり軽減している。

④の徴収猶予について、今回は減免の対象とならないものの、支払いが困難な方には税額は変わらないものの、納期限を先に延ばす徴収猶予制度がある。住民税などは減免措置がないため数件の申請があるようだが、国保税についてはまだ出ていない。

減免については、問い合わせが随時あるので、申請ももう少し増えるのではないかと見込んでいる。

(以上、説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 5) その他について、事務局、各委員に意見等を求める。

議長 意見等がないのですべての議事を承認とし議事を終了する。

議長 以上、議事を終了したので、議長の職を解く。

事務局 委員の皆様におかれましては、令和2年9月6日をもって2年の任期が満了となることから、このメンバーでの協議会は本日が最後となる。国保の運営に関し熱心なご意見等をいただき、ありがとうございました。小池会長には長きにわたり委員を務めていただき、また最後は会長を務めていただき感謝申し上げます。次期委員の選出も控えております。引き続き委員をお願いすることがあるかもしれませんが、その節はご協力をお願いします。

6. 閉会

副会長 このメンバーでは最後の協議会となります。ご苦勞様でした。決算状況報告、データヘルス計画について、多くのご意見をいただきました。これからも目標達成のため頑張っていたきたい。新型コロナウイルスについても、大変な状況で患者が増えているが、富士川病院の渡邊院長には地域の重点病院として一生懸命頑張ってください。感謝を申し上げるとともに国、県、町でも補正予算をつけてもらって町民や医療機関等にも手厚く手助けをしていただいている。これらを利用しこれからも頑張っていきたいと思います。本日はご苦勞様でした。以上で閉会とする。